

参考配布

平成 28 年 3 月 16 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 松本 圭

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5325、5335)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令について

標記について、愛知労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、愛知労働局が配布した資料です。

報道関係者 各位

平成28年3月16日(水)

【照会先】

愛知労働局需給調整事業部第二課

課長 牧 秀利

課長補佐 南谷 元尚

(電話)052-219-5587

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令について

愛知労働局(局長 藤澤勝博)は、本日本記のとおり、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成27年法律第73号。以下「労働者派遣法改正法」という。)附則第6条第5項に基づく労働者派遣事業停止命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称	株式会社フェイス
代表者の職氏名	代表取締役 桑原 雄三
所在地	愛知県名古屋市長区池上台一丁目97番地1
届出に関する事項	届出受理年月日 平成20年7月22日
	届出受理番号 特23-303612

第2 処分内容

労働者派遣法改正法附則第6条第5項の規定に基づく労働者派遣事業停止命令(内容は第4のとおり)

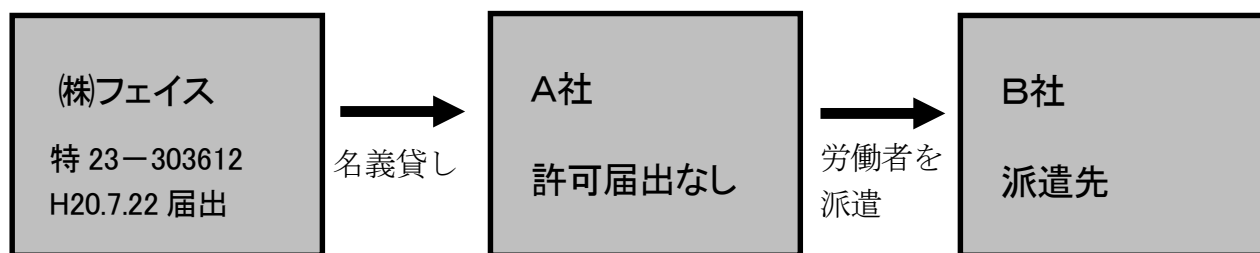
第3 処分理由

株式会社フェイスは、労働者派遣法改正法による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第22条に違反して、自己の名義をもって、他人であるA社に、少なくとも平成24年6月1日から平成27年5月20日までの間、延べ2,085人日の特定労働者派遣事業を行わせたこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成28年3月17日から同年3月30日までの2週間、労働者派遣事業を停止すること。

※違反の概要



株式会社フェイスは、自己の名義をもって、他人であるA社に、少なくとも平成24年6月1日から平成27年5月20日までの間、B社を派遣先とする特定労働者派遣事業を延べ2,085人日行わせていた。

【参考】

○ 労働者派遣法改正法（抄）

附則第6条（特定労働者派遣事業に関する経過措置）

1～4（略）

5 厚生労働大臣は、第1項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法（第3章第4節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に新法（第3章第4節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 前二項の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7（略）

○ 旧法（改正前の労働者派遣法）（抄）

第2条（用語の意義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1～4号（略）

5号 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

6号（略）

第22条（名義貸しの禁止）

特定派遣元事業主は、自己の名義をもって、他人に特定労働者派遣事業を行わせてはならない。